



ちょっと

いいかい(医~介)

VOL.14



## 福祉用具のあれこれ

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできるサービスや、特定の福祉用具を県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費の一部が支給される制度があります。

※要介護認定を受けた方が対象のサービスです。

### 福祉用具のレンタル

#### 福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】 抜粋

○車いす、車いす付属品（電動補助装置など）

特殊寝台、特殊寝台付属品（サイドレールなど）

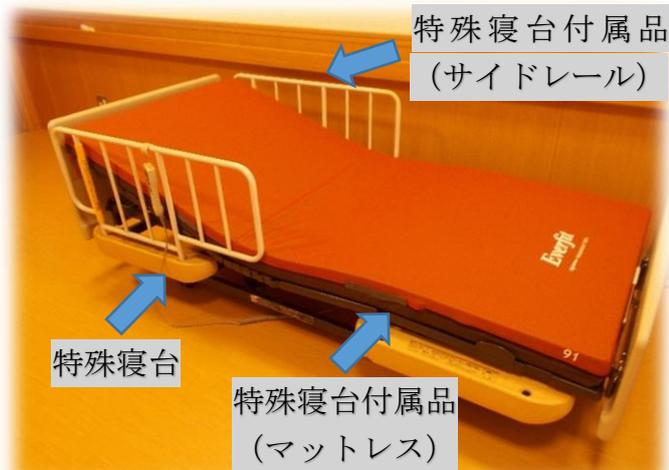
歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト（つり具を除く） など

※福祉用具は要介護度によりレンタルできるものが異なります。



車いす



特殊寝台付属品  
(サイドレール)

特殊寝台

特殊寝台付属品  
(マットレス)

### 福祉用具の購入費の支給

#### 特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】 抜粋

○腰掛便座（ポータブルトイレ）、入浴補助用具、簡易浴槽 など

※県の指定を受けた事業所からの購入でないと支給されません。同年度で10万円の上限があります。

#### 「福祉用具専門相談員の豊岡さんからのアドバイス!!」

福祉用具の専門知識がなくても、福祉用具専門相談員がご利用様の身体状況に合った機種を一緒に選定致します。

車いすや歩行器などはお試し利用ができますし、合わないときは返却変更がすぐできます。また、身体状況に変化があった場合は、その状況に合った機種に変更することができます。まずはお気軽にご相談下さい。

☆下の写真はぴーちサロン（オレンジカフェ）で行われた「体験！ベッドからの起こし方」の写真とワンポイント。



腕だけで起こすのではなく、体をくっつけて全身の力を使うのがポイント！  
また、体を横にするなど、自分でできることは自分でやってもらうことも大事！とのことでした。